

償却資産の課税について

償却資産とは

法人や個人で工場・商店などを経営している方や、駐車場・アパート等を賃貸している方が、その事業を営むために所有する構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具、備品等の固定資産をいいます。

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産に対しても課税されます。

償却資産の申告制度

償却資産の所有者は毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに償却資産の所在市町村に申告することが義務付けられています。(地方税法第383条) この申告は税務署への申告とは別です。また、市内に所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円未満(免税点未満)でも毎年申告は必要です。

申告書は前年の12月中旬頃に送付しますので、忘れずに申告してください。

なお、申告書受理後、実地調査を行うことがありますので(地方税法第408号)ご協力をお願いします。これに伴って追加申告となり、課税処理が現年だけでなく過年度に遡及することがあります。

なお、市内で新規に事業を始められた方など、申告書が届かない方はご連絡ください。また、市のホームページには申告書・申告の手引きを掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

償却資産の種類

資産の種類	具体例 ()の数字は標準的な耐用年数
1. 構築物	コンクリート路面舗装(15) アスファルト路面舗装(10) 門・ブロック塀(15) フェンス(10) 金属製広告塔(20) 工場緑化施設(7) 工場以外の緑化施設・庭園(20) 等
2. 機械・装置	ガンリスタンド設備(8) 機械式駐車設備(10) ブルドーザー・パワーショベル(6) クリーニング設備(13) 印刷設備(10) パン・菓子製造設備(10) 等
3. 船舶	遊覧船、ボート、はしけ 等
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター 等
5. 車両・運搬具	フォークリフト(4) 構内運搬車(7) 等 (自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く。)
6. 工具・器具・備品	事務机・キャビネット金属製(15) 電子計算機(パソコンを除く)(5) パソコン(サーバー用を除く)(4) 冷暖房機器(6) 看板・ネオンサイン(3) 測定工具(5) 理容美容機器(5) 自動販売機(5) 等

業種別の償却資産の例

業種	具体例
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、精米機等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、ちゅう房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫等
理容業・美容業	パーマ器、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、給排水設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、島設備、ゲーム機、両替機、玉貸機、玉計数機、接客用家具、照明設備等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機、地下タンク、ガソリン計量器、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
医療 薬局業	各種医療機器(ベッド、X線装置、心電計、電気血圧計、CTスキャン、歯科診療用ユニット等)、各種キャビネット等
金属製品組立 加工業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機、溶接機、コンプレッサー、グラインダー等
不動産賃貸業	駐車場舗装、屋上看板、門、塀、外灯、外構工事(フェンス・植栽・側溝)、自転車置場等

課税の対象とならない資産の例

- ・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されているもの
- ・取得価額が20万円未満の資産で、法人税法上又は所得税法上、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行っているもの
- ・自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- ・無形減価償却資産（例：特許権、商標権、営業権等）

償却資産の評価

【1】評価額の算出

資産ごとの取得価額・取得年月・耐用年数から資産の評価額を計算します。

○前年中に取得したもの

※

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

○前年前に取得したもの

※

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) = \text{評価額}$$

※減価率は[申告の手引き](#)5ページの表にてご確認ください

なお、耐用年数を超えて所有している資産についても同様に評価額を計算します。

以降、毎年この方法で計算し、評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

【2】課税標準額の算出

評価額の合計が課税標準額となります。

ただし、特例の適用がある場合には決定額に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

また、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

【3】税額の算出

課税標準額に税率1.4%を乗じたものが税額となります。

$$\begin{array}{l} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨て}) \end{array} \times 1.4/100 = \begin{array}{l} \text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切捨て}) \end{array}$$